

支 払 基 金

平成26年3月19日

特定器材マスターの改定について

特定器材マスターの「項番33：DPC適用区分」については、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第93号)の別表の2の口の により特定保険医療材料の一部が出来高算定となることから、「0：DPC点数表に含まれる特定器材(包括評価対象)」及び「1：出来高部分で算定可能な特定器材」を設定しています。

今般、平成26年3月19日付け厚生労働省告示第88号により、平成20年厚生労働省告示第93号の一部が改正されましたが、平成26年3月5日に公表した特定器材マスターから更新がないことをお知らせします。